

【諮問（個人）第152号】

26川情個第19号
平成26年10月10日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年8月30日付け25川中険第376号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年7月17日付けで川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「国民年金の記録等」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、同年7月29日付けで、文書不存在を理由に拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同年8月7日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第152号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 平成25年8月7日付け異議申立書における主張要旨

本件処分は、保有個人情報開示請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いによるものであり、本件処分の通知に文書不存在とあるが、電磁的記録なら存在するのか。

- (2) 平成26年1月17日実施の口頭意見陳述における主張要旨

ア 自分は昭和〇年生まれで、20歳になり国民年金に加入する際、以前は区役所でも手続ができたため、区役所で加入手続を行った。その後、区役所では年金に関する手続ができなくなり、全て年金事務所で行うことになった。年金に関する記録は、区役所と年金事務所にある。

イ 昭和47年から〇〇区〇〇に居住していた。平成13年に同区△△に転居し、区役所で住所異動の手続を行った。その後、平成21年から、実際には以前居住していた〇〇で生活していたが、住所異動の届出を行わなかったため、住所は平成25年9月まで△△のままだった。保有個人情報開示請求書には、〇〇の住所を記入した。年金の支払いはしており、記録があるはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成25年10月15日付け処分理由説明書及び平成26年2月20日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 保有個人情報開示請求時の本人確認については、運転免許証等の提示を求めている。本件請求では、総務局行政情報課情報公開担当において、保有個人情報開示請求書に記載された氏名及び住所と、異議申立人が提示した運転免許証に記載された氏名及び裏面に記載された現在の住所を照合し、本人であることを確認した。
- (2) 国民年金システムは、原則として、住所、氏名等は、住民基本台帳のシステムを参照し常に新しい情報を取り込んでおり、国民年金の加入や脱退の情報については、本人からの申請書や年金事務所からの通知に基づき入力している。
- (3) 異議申立人のデータを特定するため、保有個人情報開示請求書に記載された住所及び氏名で検索を行ったところ該当者がいなかった。次に氏名（フリガナ、漢字）のみで検索すると一致する者がいるが、異議申立人の住所と一致せず、住所の変更履歴にも異議申立人の住所がなかったため、同一人物であるとの判断には至らなかった。さらに、住所のみで検索したところ、異議申立人の名前はなかった。なお、本人からの申請書等の紙文書については、その情報を全て国民年金システムに入力しているため、当該システムに記録のない者の紙文書は存在しない。また、異議申立人は、保有個人情報開示請求時の異議申立人と川崎市担当職員の解釈の違いや電磁的記録なら存在するのかと主張しているが、上記の方法により詳細な検索を行った結果、本件請求に係る保有個人情報を保有していないことを確認している。
- (4) 以上のことから、本件請求に係る保有個人情報は保有していないため、拒否処分を行ったものである。
- (5) 保有個人情報開示請求書に記載された住所及び氏名から検索した結果、該当するデータはなかったが、当該請求書には電話番号の記載がなかったため、電話での確認や補正の依頼をすることはできなかった。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求時の異議申立人の現住所と住民基本台帳上の住所等との不一致
異議申立人は、平成25年7月17日に、実施機関に対して異議申立人の国民年金の記録等につき開示請求を行った。
異議申立人は、昭和47年頃より〇〇区の住民であり、当初、〇〇区〇〇に居住していたが、平成13年に〇〇区△△へ転居し、その後平成21年に〇〇区〇〇へ転居した。異議申立人が国民年金に加入したのは昭和〇年であり、加入時点における異議申立人の住所は〇〇区〇〇であった。

異議申立人が本件開示請求を行ったのは、〇〇区△△から〇〇区〇〇に転居した後であったが、転居の届出を行ったのは平成25年9月〇日であり、本件請求時点における住民基本台帳上の異議申立人の住所は、〇〇区△△のままであった。しかし、本件請求時には、異議申立人は保有個人情報開示請求書の住所欄に、〇〇区〇〇の住所を記載し、実施機関に請求を行っていた。

(2) 実施機関の情報管理体制及び検索手続

実施機関は、国民年金に関する記録につき国民年金システムで管理している。住所等は住民基本台帳から取り込み、国民年金の加入や脱退の情報は本人からの申告書や年金事務所からの通知に基づき入力している。なお、実施機関によると、国民年金システムは、原則として、住所、氏名等を、住民基本台帳のシステムから参照し常に新しい情報を取り込んでいるとしている。

実施機関の説明によると、実施機関は、本件請求を受けて、国民年金システムにて以下の順序により検索を行った。①住所及び氏名（フリガナ、漢字）で検索したが該当者がなかった。②氏名（フリガナ、漢字）のみで検索したところ該当はあるが、住所（住所履歴を含む）が一致しなかった。③住所のみで検索したが該当者がなかった。なお、実施機関は、本人からの申請書等の紙文書は、その情報を全て国民年金システムに入力しているため、システムに記録のない者の紙文書は存在しないとしている。また、当審査会が実施機関に確認したところ、国民年金システムでは、平成17年3月31日以前の住所履歴は保持していないとのことであった。

(3) 本件処分における実施機関の判断の合理性

本件は、住民基本台帳その他国民年金に関する申請書等に記載された異議申立人の住所と、本件保有個人情報開示請求書に記載された異議申立人の住所とが異なることから、実施機関が異議申立人の請求する保有個人情報を検出することができなかったという事案である。このような場合、保有個人情報開示請求の際に、請求人が記載の上、実施機関宛に提出する「保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求書」（第8号様式）における「請求に係る保有個人情報の内容」欄に請求に係る住所の記載がない限り、若しくは請求人自らが他の何らかの手段によって申し出ない限り、実施機関は同請求書の住所欄記載の請求人の住所に基づき検索を行うのであって、実施機関にはそれ以上に対象公文書を探索すべき法的義務はない。

上記の検索手順により対象公文書を検出できなかったため、実施機関は、本件請求に対して文書不存在を理由とする拒否処分を行った。対象公文書を検出する

ため上記国民年金システムの利用をもって検索を行ったこと、及び上記手順により検索を行ったことについて不合理な点はない。上記記載住所の補正等について、実施機関は異議申立人に対し郵便等で連絡することはなかったが、そのことが違法とまではいえない。したがって、実施機関の行った文書不存在の判断は、妥当なものである。

なお、実施機関は、申請書等の紙文書自体を検索することまでは行っていないが、実施機関の説明によると、当該申請書等についてはその情報を全て国民年金システムに入力しているとのことであるから、当該申請書等自体を検索する必要があるとまではいえない。また、当審査会が実施機関に確認したところ、当該申請書等は国民年金システムに入力後5年で廃棄するため、平成13年以前の〇〇区〇〇を住所とする異議申立人の個人情報に記載された紙文書が存在していたとしても、既に廃棄済みとなっている。

(4) 結論

以上により、本件請求に対して実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	飯島	奈津子
委員	植村	京子
委員	三浦	大介